

平成 24 年 3 月 30 日
総 長 裁 定

東京大学東日本大震災に関する災害対策本部の廃止について

東京大学東日本大震災に関する災害対策本部の設置について（平成 23 年 3 月 11 日総長裁定）は、廃止する。

附 則

この裁定は平成 24 年 3 月 31 日から施行する。

廃 止 理 由

東京大学東日本大震災に関する災害対策本部では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災をめぐる諸課題に対処するため、全学的な被害状況等の情報収集や連絡調整などの活動を行ってきたが、東日本大震災の発生から 1 年が経過し、大震災に係る緊急的な対応を終えたため、これを廃止するものである。